

介護労働安定センターの事業趣旨に賛同し、支援していただける賛助会員の方々を募集しています。

賛助会員入会のご案内

法人会員

年会費 102万円

個人会員

年会費 101万円

※初年度会費については、当該年度3月末までの月割額となります。

特典① 月刊「ケアワーク」の無料送付

介護に関する最新の情報等を掲載した当センター発行の機関誌です。
(年間購読料4,860円。)を**無料**で送付します。



特典② 図書・DVD等を、賛助会員価格にて

当センターが発行する図書・DVD等を、賛助会員価格にてご購入いただけます。

一例：『介護職員初任者研修テキスト』定価：6,160円⇒**賛助会員価格：5,544円**

特典③ 講習等、受講料の会員割引

当センターが実施する講習が割引価格にて受講いただけます。(一部を除く)

※ 該当の講習については、各支部のホームページにてご確認ください。

特典④ 賛助会員専用サイトの利用

介護業界に関する情報を提供するほか、月刊「ケアワーク」のバックナンバーを掲載している賛助会員専用サイトにアクセスいただけます。

特典⑤ 賛助会員専用メールマガジンの配信 **NEW**

次のような賛助会員様のお役に立つ情報を、毎月1日に配信いたします。

当センターの最新情報

介護業界に係る情報提供

その他お知らせ

特典⑥ 介護情報サイト「ケアネットBiz」を会員価格にて提供

介護事業者専用ホームページの制作・更新サービスを割引価格にてご提供いたします。

法人会員のみのみ ケアネットBiz開設費用：一般価格61,600円⇒**会員価格：44,000円**

月額利用料：一般価格 7,909円⇒**会員価格：6,600円**

特典⑦ 賛助会員交流会に参加

専門家による介護事業所の運営ノウハウや業界の現状等の講演や意見交換等による賛助会員の交流を行います。

※ 会費は寄附金扱いとなり、法人は特定公益増進法人に対する寄附金に係る損金算入が、個人は所得税額控除が受けられます。詳細は、下記までお問い合わせください。

◆お申し込み・お問い合わせはこちらまで◆

= 私たちは介護のプロを応援します =



公益財団法人介護労働安定センター 佐賀支部

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル8F 担当：安川

TEL：0952-28-0326

FAX：0952-28-0328

賛助会員入会申込書

公益財団法人 介護労働安定センター会長 殿

公益財団法人 介護労働安定センターの事業趣旨に賛同し、賛助会員となることを申し込みます。

令和 年 月 日

賛助会費 (お振込にかかる手数料は、お客様負担とさせていただきます。)	賛助会費 (年額)		加入月		加入口数・賛助会費額	
	法人会員	1口 20,000円	月		口	円
	個人会員	1口 10,000円	月		口	円
※年度途中に加入される場合の初回会費については、当該年度3月末までの月割額となります。 詳細は別途ご案内いたしますまた、会費は、寄附金として損金処理や税控除の対象となります。						
フリガナ						
事業所名又は氏名						
フリガナ						
代表者名 (法人・団体の場合)						
所在地又は住所 〒 都・道 府・県						
電話番号： - - FAX番号： - -						
メールアドレス @ 今後、本部・支部よりメールでのご案内を行ってもよろしいですか。 ☐ はい ☐ いいえ						
担当者 氏名(役職)： 連絡先(電話番号)： - -						
機関誌等の送付先 (上記と異なる場合) 送付先 住所 〒 都・道 府・県						
※法人会員様対象 ◆法人会員様の特典として、当センターのホームページに事業所名と所在地(都道府県・市町村)を掲載することができます。無料掲載を希望しますか。 ☐ 希望する ☐ 希望しない ◆掲載希望事業所名が上記と異なる場合、その事業所名をお書きください。 { } ◆さらに、上記事業所から会員事業者様のホームページをリンク先として設定することができます。設定を希望される場合は、ホームページアドレスをご記入ください。 {http:// } ※ 公序良俗に反する広告等が表示されるホームページへのリンクは致し兼ねますのでご了承願います。						
本部・支部 通信欄						

※ センター本部にて申込書受領後、1週間程度で「請求書(払込票付)」を郵送いたします。 (20240101)

※ 年会費については、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。

※ 当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、当センター事業のご案内及び機関誌「月刊ケアワーク」をはじめとする各種案内等の送付に使用し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。

(公財)介護労働安定センターは特定公益増進法人です

～賛助会員会費は、以下により税控除や損金処理の対象としていただくことが可能です。～

□ 寄附金税制

公益法人制度改革に伴い、寄附金税制について、次のように整備されています。

(イ) 公益社団法人・公益財団法人に寄附をした個人・法人に対する優遇措置

公益社団法人・公益財団法人は、全て特定公益増進法人となり、寄附金優遇措置の対象となります（法37④、令77 三、所法78②三、所令217 三）。

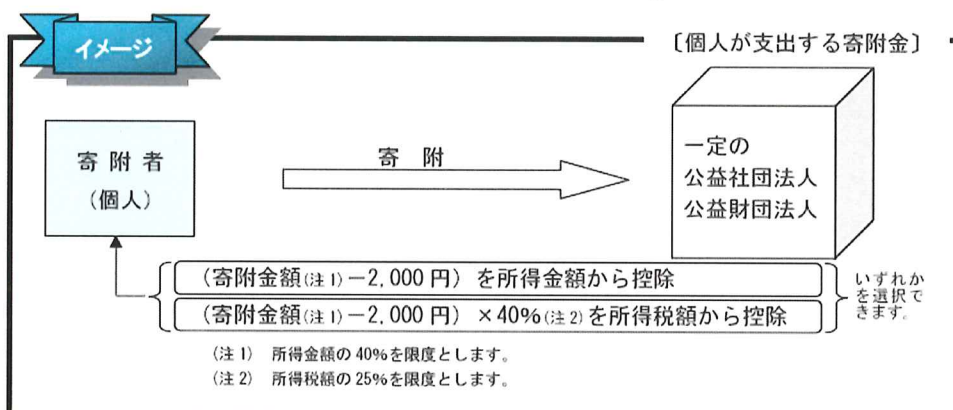
A 個人が支出する寄附金

(A) 寄附金控除（所得控除）

個人が、国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し寄附金を支出したときは、それらの寄附金の額の合計額（所得金額の40%が上限）から2,000 円を控除した金額が寄附金控除として所得から控除されることとなります（所法78①）。

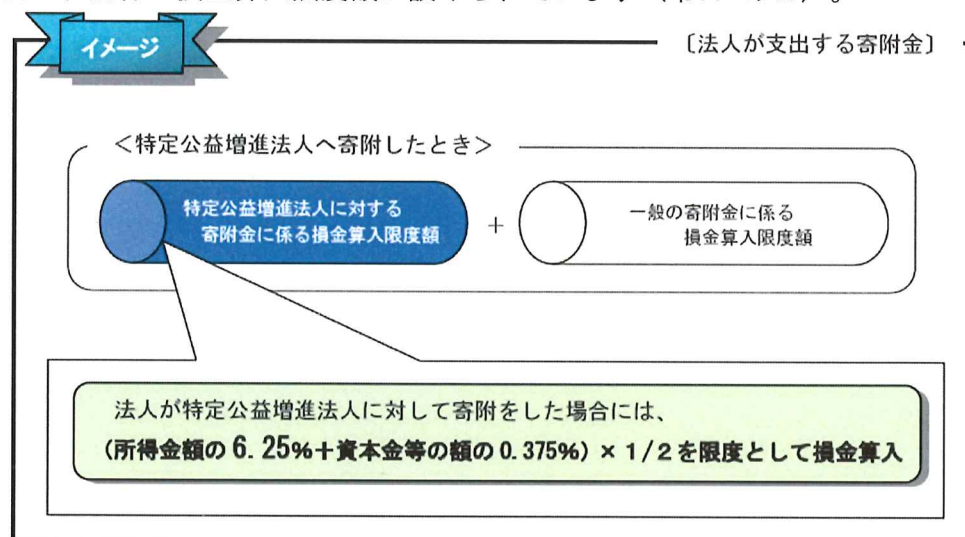
(B) 公益社団法人等寄附金特別控除（税額控除）

個人が、運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人等に対し寄附金を支出したときは、(A)との選択により、それらの寄附金の額の合計額（原則として所得金額の40%が上限）から2,000 円を控除した金額の40%相当額（その年分の所得税額の25%が上限）が公益社団法人等寄附金特別控除としてその年分の所得税額から控除されることとなります（措法41 の18 の3①）。



B 法人が支出する寄附金

会社などの法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています（令77 の2）。



(参 考)

- ・ 特定公益増進法人とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして所得税法施行令第217 条又は法人税法施行令第77条において列挙されている法人をいいます。
- ・ 個人又は法人が、特定公益増進法人に対する寄附金を所得控除又は損金算入するためには、「主たる目的である業務に関連する寄附金であることの証明書」等の保存や確定申告書への添付等が必要となります（法37⑨、規則24、所令262、所規47 の2③）。
- ・ 個人が、一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人等に対する寄附金を所得税額から控除するためには、「公益社団法人等が一定の要件を満たすものであることの行政庁の証明書の写し」等を公益社団法人等から交付を受け、確定申告書へ添付する必要があります（措法41 の18 の3②、措規19 の10 の4⑩）。

※ 平成24年9月 国税庁「新たな公益法人関係税制の手引き」P8～P9より抜粋。